

# 国際希少野生動植物種の個体等の登録等

制度所管部局: 自然環境局野生生物課

## 1. 制度の概要

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 20 条に基づく国際希少野生動植物種の登録及び登録票の交付等の事務

## 2. 登録基準

法第 23 条第 3 項 次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。

一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第二十六条第四項又は第五項の規定により機関登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

三 法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。

第 4 項 環境大臣は、機関登録の申請をした者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

一 登録関係事務を実施するために必要な外国語の能力を有している者であって、次のイ及びロに掲げるものが登録関係事務を実施し、その人数が当該イ及びロに掲げるものごとに、それぞれ二名以上であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において生物学その他動植物の分類に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であって、通算して三年以上動植物の分類に関する実務の経験を有するもの

ロ 学校教育法 に基づく大学若しくは高等専門学校において農学その他動植物の繁殖に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であって、通算して三年以

上動植物の繁殖に関する実務の経験を有するもの

ニ 機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 機関登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者(ロにおいて「動植物譲渡業者等」という。)がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。以下同じ。)であること。

ロ 機関登録申請者の役員又は職員のうちに、動植物譲渡業者等の役員又は職員である者(過去二年間にその動植物譲渡業者等の役員又は職員であった者を含む。)があること。

### 3. 委託等に係る事務・事業の検査料等(平成21年10月1日現在)

#### (1)料金

個体等(象牙を除く)1単位につき 2,600 円 象牙1本につき 1,100 円おとかけ科に係る原材料等  
器官1単位につき 20 円

#### (2)積算根拠

在庫量等の調査結果を踏まえて登録が行われる件数を推計し、登録事務に要する人件費、物件費等のコストを賄うことができる水準

### 4. 当該試験・検査を行う公益法人(平成21年10月1日現在)

法人等の名称	財団法人自然環境研究センター
法人の連絡先	東京都台東区下谷 3-10-10 Tel:03-5824-0960
登録の時期	平成 16 年 1 月 20 日
登録の理由	法第 23 条第 2 項の規定に基づく、申請があり、機関登録の要件を満たしていたため

### 5. 登録基準に係る問合せ等の概要

特にありません。